徳島県奨学のための給付金事業について

生徒・保護者の皆様へ

徳島県では，高等学校等に在学する全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう，一定の要件を満たす世帯に対し，授業料以外の教育に必要な経費を支援するため，給付金を支給します。

【通常申請】

１　支給要件

令和４年７月１日（基準日）において，次の全ての要件を満たす世帯

（１）　保護者等が徳島県内に在住していること。

（２）　保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である又は生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること。

（３）　生徒は，高等学校等就学支援金の支給対象である高等学校等に在学していること。

※　次の方は対象外になります。

・過去に国公私立を問わず高等学校等を卒業又は修了したことがある方

・児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等であって，見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている方

・特別支援学校の高等部に在学されている方

２　支給額（私立）

世帯区分	通信制以外	通信制
①　生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600 円	52,600 円
②　保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯（①，③を除く。）	134,600 円	52,100 円
③　保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯で，扶養されている兄弟姉妹で２人目以降の高等学校等に通う高校生等がいる世帯又は扶養されている高校生等以外に１５歳（中学生を除く。）以上２３歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯（①を除く。）	152,000 円	52,100 円

３　申請方法

次の書類を，令和４年９月２８日（水）（必着）までに提出してください。

受給申請書等については，徳島県ホームページからダウンロードできます。

※最終申請

令和４年９月２８日（水）を過ぎた場合であっても令和４年１２月２３日（金）（必着）までは申請を受け付けます。

ただし、次の点について御注意ください。

・非課税世帯の場合は、課税証明書により申請してください（マイナンバーでの提出はできません。）。

・支給は令和５年１月以降の予定です。

４　提出書類

（１）　徳島県奨学のための給付金受給申請書（第１号様式）

（２）　在学証明書（第２号様式）

（３）　対象となる高校生等の健康保険証（写）提出用紙（第３号様式）

（４）　振込口座の通帳の写し

金融機関名，支店名・記号，預金種別，口座番号，口座名義ふりがなが確認できるページをコピーしてください。

（５）　世帯区分に応じて，次の書類

＜生活保護（生業扶助）受給世帯＞

・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第４号様式）

※ 基準日における生業扶助の措置状況が確認できる場合は，「生活保護受給証明書」も可

＜道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯＞

・保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる次のいずれかの書類

（ア）　個人番号カード（写）等貼付台紙（第５号様式）

（イ）　市町村発行の「令和４年度の課税証明書」

（ウ）　令和４年度納税通知書（自営業などの方）

＜世帯区分③に該当する世帯＞

・対象となる高校生等以外に１５歳（中学生を除く）以上２３歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は，兄弟姉妹が扶養されていることが確認できる書類

（兄弟姉妹の健康保険証の写し等）

（国民健康保険証の写しの場合は，扶養誓約書（第６号様式）も提出）

５　支給方法

支給が決定された場合，徳島県から申請書に記入された口座に振り込みます。

（支給時期は，令和４年１２月以降の予定）

６　その他

虚偽の申請等により，不正に支給決定を受けていたことが判明した場合は，支給決定を取り消し，全額を返還していただきます。

【新入生への早期給付について（希望者のみ）】

入学時の費用負担が大きい新入生の保護者等に限り，早期申請を受け付けます。早期給付を希望されない方は，通常申請の期間に申請を行ってください。

1　支給要件

令和４年７月１日（基準日）において，次の全ての要件を満たす世帯

（１）　保護者等が徳島県内に在住していること。

（２）　保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である又は生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること。

（３）　生徒は，高等学校等就学支援金の支給対象である高等学校等に在学していること。

※　次の方は対象外になります。

・過去に国公私立を問わず高等学校等を卒業又は修了したことがある方

・児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等であって，見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている方

・特別支援学校の高等部に在学されている方

2　支給額（私立）

世帯区分	通信制以外	通信制
①　生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600 円	52,600 円
②　保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯（①，③を除く。）	134,600 円	52,100 円
③　保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯で，扶養されている兄弟姉妹で２人目以降の高等学校等に通う高校生等がいる世帯又は扶養されている高校生等以外に１５歳（中学生を除く。）以上２３歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯（①を除く。）	152,000 円	52,100 円

3　申請方法

次の書類を，令和４年７月２５日（月）（必着）までに提出してください。

受給申請書等については，徳島県ホームページからダウンロードできます。

４　提出書類

（１）　徳島県奨学のための給付金受給申請書（第１号様式）

（２）　在学証明書（第２号様式）

（３）　対象となる高校生等の健康保険証（写）提出用紙（第３号様式）

（４）　振込口座の通帳の写し

金融機関名，支店名・記号，預金種別，口座番号，口座名義ふりがなが確認できるページをコピーしてください。

（５）　世帯区分に応じて，次の書類

＜生活保護（生業扶助）受給世帯＞

・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第４号様式）

※ 基準日における生業扶助の措置状況が確認できる場合は，「生活保護受給証明書」も可

＜道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯＞

・保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる次のいずれかの書類

（ア）　個人番号カード（写）等貼付台紙（第５号様式）

（イ）　市町村発行の「令和４年度の課税証明書」

（ウ）　令和４年度納税通知書（自営業などの方）

＜世帯区分③に該当する世帯＞

・<u>対象となる高校生等以外</u>に１５歳（中学生を除く）以上２３歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は，兄弟姉妹が扶養されていることが確認できる書類

（兄弟姉妹の健康保険証の写し等）

（国民健康保険証の写しの場合は，扶養誓約書（第６号様式）も提出）

５　支給方法

支給が決定された場合，徳島県から申請書に記入された口座に振り込みます。

（支給時期は，令和４年８月以降の予定）

６　その他

虚偽の申請等により，不正に支給決定を受けていたことが判明した場合は，支給決定を取り消し，全額を返還していただきます。

【家計急変世帯への給付について】

住民税所得割非課税世帯・生活保護受給世帯に該当しない方が対象です。

申請は令和５年２月末まで随時受付しておりますが，令和４年１２月末までと令和５年１月以降の申請では支給額が異なりますので，家計急変での申請を希望される方はお早めに御相談ください。

１　支給要件

基準日において，次の全ての要件を満たす世帯

（１）　保護者等が徳島県内に在住していること。

（２）　保護者等の死亡・傷病・失職・廃業及び災害（新型コロナウイルス感染症を含む）の影響等により，家計が急変した世帯であること。

（３）　家計急変後の保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当に減少する見込みであること。

（４）　生徒は，高等学校等就学支援金の支給対象である高等学校等に在学していること。

※　次の方は対象外になります。

・過去に国公私立を問わず高等学校等を卒業又は修了したことがある方

・児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等であって，見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている方

・特別支援学校の高等部に在学されている方

※　基準日は次のとおりです。

・家計急変の理由が７月１日までに起こった世帯は，７月１日。

・家計急変の理由が７月２日以降に起こった世帯は，家計急変の翌月１日（令和５年１月以降申請のとき申請日の翌月１日）。

・基準日に休学している場合は，原則として給付しません。

参考：住民税所得割額非課税世帯相当と認められる年収

世帯人数	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯
給与年収見込（未満）	2,044,000 円	2,215,000 円	2,715,000 円	3,215,000 円	3,700,000 円
年間所得見込（未満）	1,360,000 円	1,470,000 円	1,820,000 円	2,170,000 円	2,520,000 円

※　世帯人数は保護者等及び保護者等が扶養する親族の人数の合計

２　支給額

家計急変の発生した日	１２月末までの申請	１月から２月末までの申請
７月１日まで	12 分の 12（1 年分）	申請の翌月以降の月数分
７月２日以降	家計急変の翌月以降の月数分	申請の翌月以降の月数分

※家計急変の発生した日及び申請時期によって，支給額は異なります。

３　申請方法

次の書類を提出してください。

受給申請書等については，徳島県ホームページからダウンロードできます。

４　提出書類

（１）　徳島県奨学のための給付金受給申請書（第１号様式）

（２）　家計急変の届出（第１号様式（別紙））

（３）　添付書類

①保護者等の家計急変の理由を証明する書類

②(1)保護者等の家計急変前（本年度の住民税の課税状況）を証明する書類

(2)保護者等の家計急変後の収入を証明する書類

③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

（４）　在学証明書（第２号様式）

（５）　対象となる高校生等の健康保険証（写）提出用紙（第３号様式）

（６）　振込口座の通帳の写し

金融機関名，支店名・記号，預金種別，口座番号，口座名義ふりがなが確認できるページをコピーしてください。

５　支給方法

支給が決定された場合，徳島県から申請書に記入された口座に振り込みます。

６　その他

虚偽の申請等により，不正に支給決定を受けていたことが判明した場合は，支給決定を取り消し，全額を返還していただきます。

【問合せ先（提出先）】
徳島県経営戦略部　総務課　総務担当
〒770-8570　徳島市万代町１丁目１番地
電話　088-621-2025
https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/gakkokyoiku/7206646/
（申請書等ダウンロードはこちらから）